

第 1 部

森林（水源）保全と地方税のあり方をめぐって

小 松 穰

- I 地方分権の推進
- II 地域の実状に則した税制への取組み
- III 森林の役割と現状
- IV 「（仮称）水源かん養税」制度の検討
- V 上下流交流

私は、高知県庁の新税制検討プロジェクトチームで「（仮称）水源かん養税」制度の検討に携わっている。高知県が創設への検討を進めている「（仮称）水源かん養税」制度は、今、荒廃の危機にある森林を、県民が少しずつ負担しあうこと等によってその荒廃を防ぎ守る、県民参加による森林保全を実現しようとするものである。

地方分権を進めるなかで、地域の実状に則し対処するため、水源かん養機能など多くの公益的機能を持つ森林の保全を目的とする税制の創設を目指すものである。

このような税制による森林保全への取組みなどについて述べる。

I 地方分権の推進

住民に身近な行政は、住民に身近な県や市町村が、住民参加のもとに自主的、主体的に行うことを基本として、地方分権が進められている。この地方分権の推進によって、より地域の実状に則した地域政策が実現されることが目的とされている。

しかし、地方分権を進める地方公共団体の財政は厳しい状況にあり、自主的な行政が財政面での制約を受けている。

高知県では、歳入に占める県税収入の割合は平成14年度予算で10.9%で、歳入の1割程度の税収しかない。また、県債の償還金である公債費（歳出の16.4%）を県税収入で賄えない状況が続いている。

県税収入以外の財源は、国税の一部が地方に交付される地方交付税が、高知県は歳入の37.3%である。また、道路を整備する場合の補助金など用途が特定されて国から地方に支出される国庫支出金は、歳入の18.7%である。このように、一定の基準を満たすため、あるいは目的を特定して国から地方に交付される地方交付税や国庫支出金が歳入に占める割合が、高知県では56.0%と過半数を占めている。なお、県税や地方交付税などの経常一般財源収入のうち、人件費や県債の元利償還金などの経常支出が占める割合である経常収支比率は、85.6%（平成12年度）となっている。

高知県の例にあるように、多くの地方団体において自主的な財政運営を行うには極めて厳しく、また、

自由度の少ない財政構造となっている。

地方分権推進計画では、地方財政運営において、一般財源の確保と一定の財政調整等を前提とするが、国の関与をできるだけ縮減し、地方の自主決定、自己責任のウエイトを高めていく方向での改革が進められようとしている。その一環として、平成12年4月に施行された地方分権推進一括法において、地方独自の政策実現のための目的税である法定外目的税の創設など、地方の自主的な取組みへの配慮がなされた税制改正が行われた。

Ⅱ 地域の実状に則した税制への取組み

私たちは、国税、県税、市税等いろいろな税金を納めているが、その税金が何に使われているのか、十分な認識を持っていないのが実状である。行政サービスからの受益とその負担ということから考えると、地域住民が自らどのような税金を集めて、どのように使うかを定める、そのことがより実感できる仕組みをとれば、住民の地方自治への参加意識が高まり、より地域の実状に則したいろいろな施策、政策がとれると考えられる。地方の税制における自主性の確保、自主課税の尊重にはこのような意味があり、各地において地域に根ざした行政をするために地域の実状に則した税制を創っていこうとする動きが出ている。

このような動きのなかで、平成12年度に高知県においても、地域の実状に則した税制とは何か等をテーマに、高知県庁内の関係各課の職員が集まり、既存の税制度から新しい税制度まで、幅広く検討を行った。その検討のなかで取り組むべき課題として提起されたのが次の二つであった。

- ・ 荒廃の危機にある高知県の森林を県民みんなの参加によって守り、保全するための税制度ができないか。
- ・ 今後の地域社会における官民で支え合う新しい公共のかたちの重要な担い手として活躍が期待されるNPO法人を支援する税制ができないか。

平成13年の年頭に、橋本大二郎知事が森林を保全するための税制を本格的に検討することを公表したことを受けて、平成13年4月に高知県庁内に「新税制検討プロジェクトチーム」を設置し、「(仮称)水源かん養税」創設に向けての本格的な検討を開始した。

このプロジェクトチームは、高知県庁の関係課職員を中心に18名で構成しているが、このうち5名は市町村の職員に参加していただいている。これは高知県下の四万十川など主要河川の流域の市町村から各1名と、水の大消費地である高知市から1名の参加であり、各地域の実状や意見を踏まえての検討を進めるためである。プロジェクトチームは、13年度、14年度の2年間をかけて検討を進め、14年度内に「(仮称)水源かん養税」制度の制度化(県条例制定)を目指し取り組んでいる。

Ⅲ 森林の役割と現状

高知県は、総土地面積71万haのうち84%の595千haが森林である。また、森林のうち国有林を除いた民有林面積は469千haで、そのうち杉、檜などの人工林が63%を占め、天然林は37%に過ぎない。

森林の働きには、木材生産機能のほか、良質の水を育み水源をかん養する働き、水を蓄え洪水を防ぐ働き、土砂の流出を防ぐ働き、二酸化炭素を吸収固定し地球温暖化を防ぐ働き、人々の憩いの場や動植物の生息の場となる働き、など多くの公益的な機能を持っている。

このうち、水源かん養機能は森林の持つ重要な公益的機能の一つである。森林に降った雨は、森林の土壌にしみ込んでいくが、森林の土壌はスポンジのように隙間がたくさんあり、この隙間にしみ込んだ雨が蓄えられ、ゆっくりと地中に浸透していく。

雨水が森林の土壌を通過する際には、雨水のなかの窒素やリンの人体に有害な物質が土中でろ過され、カリウム、カルシウム、マグネシウムの人体に有益な物質が土中から吸収され、良質の水になると言われている。

また、森林の土壌は、落ち葉や下草で覆われている。森林に降った雨は、木の葉や枝に当たり、地表に落ちる。この時、地表を覆っている下草や枯葉がクッションとなり、受け止められた雨滴は、枯葉の間から土壌にしみ込んでいく。地表に草や枯葉が無ければ、雨滴は土壌の表面におつかり、土の飛散を招くとともに土の表面の隙間をつぶし、雨水は土中に浸透するよりも地表を伝って流れ出すことになる。森林のなかの土壌を覆っている下草や枯葉はこのような大切な役割を持っている。

森のなかには、地表流が発生して表土が流れ出してしまう森林があるが、そのような森林には落ち葉や下草がない。特に下草の働きが大切で、下草が十分あれば土が流れ出すことはないと言われている。手入れが行き届かず、枝や葉が繁り過ぎた人工林では、太陽の光が遮られて地表に届かず下草が育ちにくくなり、地表流の発生につながっている。

健全な森のなかでは、落ち葉や枯れ枝、昆虫の死骸などを分解する虫や微生物の働きが盛んで、分解された栄養分が土のなかに吸収され、栄養分を含んだ腐葉土となっている。この腐葉土は長い年月をかけて積み重ねられ腐葉土層を形成している。森に降った雨はこの腐葉土層などに蓄えられ、さらに時間をかけて下層に流下してゆく。

このように、森に降った雨はすぐに川に流れこまず、地中にしみ込み、地下水等となり流れ出していくので、豪雨時の集中的な河川の増水を防ぐ働きを持つ。

また、森林の樹木の根が地中に深く張ることにより、土壌が大きく崩れ出すことを防ぐ働きを持っている。この他、森林は炭酸同化作用を行う際に、大気中の二酸化炭素を吸収し枝や幹として固定し、地球温暖化防止に大きな働きをしている。

高知県の民有林の6割以上が人工林である。人工林では人が枝打ちや間伐などの手入れを適正に行うことによって、将来材木として利用できる樹木の森をつくることが目的とされている。しかし、本県の山村では若者の流出が続く過疎化・高齢化や、木材価格の低迷や国産材の需要の伸び悩み等により、林業への経営意欲が減退したことに伴い、管理が適正に行われない人工林が増加している。

これまで、人工林である森林の適正な管理は、木材生産による林業経営が行われることで維持されてきた。しかし、林業が衰退していく中で、これまでのような森林を守る仕組みが崩れてきている。

人工林の適正な管理が行われないことによる、森林の荒廃は、本来森林の持つ様々な公益的機能の低下をもたらし、自然環境に重大な影響を及ぼす環境の問題として、森林所有者だけの問題ではなくなっている。

IV 「(仮称) 水源かん養税」制度の検討

21世紀の今日、ゴミなどの身近な問題から地球温暖化などの地球規模の問題まで、ダイオキシンや環境ホルモンなどの問題も含めて、私たちの暮らしに大きな影響を与える様々な環境に関わる問題があり、私たちはこれらの環境問題の解決に向けて、私たちに可能な行動を起こして行かねばならない。

また、時代は、画一と集権の重視から、多様と分権をより重視し、「地方のことは、地域の実状に則した方法で、地域自らが自己決定していくべき」とする地方分権が進められている。これは、画一的な行政から住民や地域の視点に立った個性豊かな地域社会の実現を目指そうとするものである。

このような状況のなかで、高知県の現状について見つめたとき、大きな課題として森林の荒廃の問題がある。高知県でも国の拡大造林の方針に応じて、画一的で大規模な植林が続けられてきた。しかし、既に述べたように、過疎・高齢化や木材価格の低迷によって森林の所有者が生産意欲をなくし、手入れが行き届かず放棄された森林が増えている。

高知県が検討を進めている「(仮称) 水源かん養税」制度は、このような森林の荒廃の問題に対処し、私たちの暮らしの環境を良好に保全するため、高知県みずからがどのように取り組むことができるのか、地方自治の仕組みのなかでどのように解決するのか、という問題に取り組んでいるものである。

1 「(仮称) 水源かん養税」制度の試案の提案

地方分権を進めるための地方分権一括法が施行され、地方が特定の目的のため独自に目的税を設けることができるなど、地方の自主性を重視し、尊重する仕組みが税制度においても設けられた。また、財政上の特別の必要がある場合は、標準的な税率を上回って課税できるよう制度が設けられている。

高知県の「(仮称) 水源かん養税」制度は、県民が少しずつ負担しあうことによって、荒廃の危機にある森林を守り保全し、健全な森林を将来に伝えて行こうとするものであるが、①税収自体を目的とするのではなく、広く薄い負担によって、森の重要性を認識し、県民みんなで森を守っていくもの。また、支払った税金が何に使われているのか分かりにくいという批判もあるなかで、②税収と支出が誰の目にも見える形で結びつき、地域の実情に則した政策の実現をめざすものである。

プロジェクトチームでは、平成13年10月に、このような税制度としてふさわしいと考える二つの課税方式と、税収の用途についての考え方をまとめた試案を検討のための素材として提案した。

(1) 試案における課税方式

〈A案 水道課税方式〉

多くの県民が使用している一般的な水の利用形態である、水道の使用に課税する方式としてまとめたものである。具体的には、生活用水及び工業用水の水道水を利用している個人や法人を納税義務者として、水道事業を営んでいる市町村などの水道事業者が、毎月定額の水源かん養税を水道料金と併せて徴収し、県に納入するとするものである。

この方式において、税額は水道の契約者1人当たり月額30円を想定している。通常、一世帯の年間負担税額は360円となり、高知県の一世帯当たりの水道年間平均使用量に1立方メートル当たり1円の税金で計算した金額とほぼ同額である。

これは、愛知県豊田市など全国の他の地域で、水道料金として徴収し、上流域の森林の整備に充てている事例における、水道利用者の負担水準と同程度となるよう設定したものである。

この水道課税方式では、上水道及び工業用水の利用を課税対象としているが、これらの水の利用は、

①水源を河川水や地下水に依存しており、森林の持つ水源かん養機能から受益を受けている。②水道事業は料金による対価サービスを本質としており、そこに課税の対象として捉えることの可能な契約行為がある。③データや料金徴収システムが蓄積、確立されており、正確な賦課徴収が可能である。ことが挙げられ、この課税方式をまとめる背景となっている。

他方、農業用水や発電用水などを課税対象としていないのは、農業用水として代表的な水利用である水田は、再利用循環型の水の利用形態であることや、治水や地下水のかん養の面でも大きな役割を果たしていると考えられること。また、水力発電のための発電用水は、発電後の水は河川に還流され、広い意味での再利用循環型の利用形態であると考えたことなどによっている。

この課税方式を採用した場合の納税義務者数は約29万人で、税収規模は年1億4千万円程度が見込まれる。

〈B案 県民税（超過課税）方式〉

水利用の形態に関わらず、県民の誰もが水の利用者であり、森林の水源かん養機能等の恩恵に浴していることから、県民が一定額を均等に負担する方式としてまとめたものである。この方式は現行の個人県民税及び法人県民税の均等割額に一定額を上乗せする超過課税という手法を採用するもので、課税の対象となるのは、県内に住所や事業所などを有する個人や法人である。

この方式においては、納税義務者の負担額を個人、法人とも、それぞれの本来の県民税の均等割額に年額500円を加算（超過課税）することを想定している。

これは、平成13年度に高知県が実施した水源かん養税に関するアンケートの、「500円までの負担であれば、80%の方が水源かん養税の負担として高くないと感じる」との調査結果や、水道課税方式における年間負担額360円とのバランスにも配慮し、広く薄く均等にの基本的な考え方に沿って設定されている。

また、この県民税方式は法定の県民税として課税を行うものであり、たとえば、生活保護法による生活扶助を受けている方や、一定の所得金額以下で市町村民税を非課税とされている方などは県民税の均等割が非課税とされており、低所得者層に一定の配慮がされたものとなっている。

この他、県民税は現在既にある税制度であり、実際の課税徴収や、事務処理がスムーズ行えることが期待でき、事務処理などにかかるコストも新たなものを作る場合に比べて少なくすむことにも特徴がある。

しかし、県民税はその用途を特定しない普通税であり、今回、森林の保全を目的として県民に負担いただく加算額の税収入については、他の税収と区分した経理を行い、本来の目的に使用されるよう、会計上の工夫が必要である。

この課税方式を採用した場合の納税義務者数は約28万5千人で、年1億4千万円程度の税収が見込まれる。

(2) 試案における税収の用途

先に述べたように、山村の過疎化や高齢化の進行に加えて林業経営が大変厳しいこともあり、多くの森林の適正な管理がされていない状況にある。天然林には、自然のままに健全な状態を保っていく力が備わっているが、木材等の生産を目的とする人工林は、人による枝打ち、間伐などの管理が欠かせない。適正な管理がなされないと、水源かん養機能などの公益的機能を失った荒廃林になってしまう。

このような手入れが遅れている森林の面積は、高知県内で少なくとも11万2千ヘクタールに達している
と見込まれており、高知県の森林はまさに危機的な状況にあるといえる。

高知県では、こうした情勢を背景に、森林の機能を十分に発揮させるために、どのような森づくりの仕
組みが考えられるか、をメインテーマに、高知の森づくり推進委員会を設置し、望ましい森づくりの仕組
みについて、次の点などを踏まえ検討を進めている。

- ・森林の公益的機能は、森林所有者や林業関係者に限らず、広く県民に利益を及ぼすものであり、森林
を健全な状態に保ち、それらの機能を安定して発揮させることは、県民全体に関わる問題。
- ・森林の公益的機能を保全するには、林業生産活動を通じたこれまでの方法に加え、林業生産活動を伴
わなくても森林の健全性を安定して保つことのできる、新たな管理手法が必要。
- ・森林を、木材生産機能を主目的とするゾーンや、水源かん養等の公益的機能の発揮を直接の目的
とするゾーンなどに区分し、それぞれの区分に適した方法で整備、管理していく森林のゾーニングの
考え方に基づく、有効で具体的な手法は何か。
- ・森づくりの重要な目標は、全ての県民のものである森林の多面的機能を安定して発揮させることであ
り、その手法は、県民全体で支えるものであるため、その具体化と実行においては広く県民に周知し、
理解と協力を得ることが森づくりの基本。

荒廃の進んでいる森林の公益的機能を回復するためには、間伐などの直接的な森林整備事業が必要とな
るが、高知県内で必要となるその費用は、15年間でおおよそ240億円と想定される。

試案では、こうした膨大な費用については、従来の森林行政の財源である国庫補助金や県の一般財源を
中心に対応していく必要があると考え、新しく創設する（仮称）水源かん養税の用途は、森林整備を補う
ソフト事業や、従来の林業振興施策とは違った視点からの施策、県民が行っている森林保全の取組みへの
支援、流域における上下流の交流促進など、次のような分野の事業を提案し、より具体的な事業内容は、
高知の森づくり推進委員会や県民の議論を踏まえ策定することとした。

- ・森林の役割についての啓発・学習事業
- ・ボランティアによる森林整備や間伐材の利用促進運動などの支援
- ・人工林の自然林化を進めるうえでのモデル林整備
- ・不在村所有者など放棄森林所有者に働きかける施策
- ・その他、森林の荒廃を改善・予防する事業

2 県民議論への取組み

プロジェクトチームでは、この試案を県民に公表するとともに、約1年をかけて県民に議論をしていた
だいたうえで、最終案を取りまとめることを目標にしている。

案公表後は、県の広報紙や広報番組、また、ホームページを通してのPRや、県内のいろいろな団体等
が行う会議の場などで試案内容の説明と意見交換を実施した。この1年の間に意見交換会の回数は65回を
重ね、14年2月に橋本知事も出席して高知市で開催したシンポジウムには、座席に座りきれない位の県民
の参加をいただいた。14年4月には、県内のブロック毎に、各市町村の税務や林業の担当課長を含めて、
市町村長との意見交換会を実施し、市町村としてのご意見をいただいた。

また、「（仮称）水源かん養税」制度について、専門の見地からも検討をいただくため、高知の森づくり推進委員会のなかに「新税制検討部会」を設け、環境経済学がご専門の京都大学大学院の植田和弘教授を部会長に、中山間の活性化を研究テーマとされている高知大学の飯国芳明教授を副部会長として、全5名の方に、それぞれのご専門の立場から議論をいただくとともに、県民議論を喚起する役割も努めていただいている。

プロジェクトチームでは、各種の意見交換会やシンポジウムの際などに県民アンケートを実施し、県民のご意見をいただいているが、このアンケートの集計結果では、制度の意義や趣旨についてはほとんどの方が肯定的で、税額についても「妥当な金額」と答えた方が多いなど次のような結果となっている。

Q 1 あなたは、「水源かん養税」試案をお読みになって、高知県の森林の現状や水源かん養税の意義や目的などについて、どのような感想をお持ちになりましたか？

- | | | | |
|----------|-----|-----------|-----|
| ①よく分かった | 35% | ②ある程度分かった | 57% |
| ③よく分からない | 6% | ④その他 | 2% |

Q 2 あなたは、「水源かん養税」の使い道について、次の分野のうちどれが最も望ましいと思いますか？

- ①森林の役割についての啓発・学習事業 18%
- ②ボランティアによる森林整備や間伐材の利用促進運動などの支援 36%
- ③人工林の自然林化を進めるうえでのモデル林整備 22%
- ④不在村所有者など放棄森林所有者に働きかける施策 14%
- ⑤その他 10%

Q 3 あなたは、A案「水道課税方式」とB案「県民税（超過課税）方式」のうち、どちらが望ましいと思いますか？

- ①どちらかといえばA案 47%
- ②どちらかといえばB案 32%
- ③どちらともいえない 21%

Q 4 あなたは、年間「360～500円」という税額をどのように思いますか？

- | | | | |
|--------|-----|------------|-----|
| ①妥当な金額 | 63% | ②高すぎる | 4% |
| ③安すぎる | 19% | ④どちらともいえない | 14% |

プロジェクトチームでは、様々な県民からのご意見や高知の森づくり推進委員会新税制検討部会での議論などを踏まえ、県民参加による森づくりにふさわしい「（仮称）水源かん養税」制度をまとめる。

V 上下流交流

1 森は海の恋人植樹祭

高知県の「（仮称）水源かん養税」制度は、広く住民による森を守る運動であると捉えることができる

が、既に、県境を超えて河川の上下流の住民が共に水源域である森を守るため、広葉樹を植える運動を行っている地域がある。私もその講演を聞き感銘を受けた一例をご紹介します。

宮城県の気仙沼で牡蠣の養殖をされている畠山重篤さんは、環境問題などの影響も受け宮城県の牡蠣の養殖がうまくいかない状況を心配し、昭和59年に牡蠣の養殖の盛んなフランスに調査に行かれた。

フランスでは、牡蠣の産地であるローヌ川やジロンド川の河口を調査し、その後ロアール川の河口に行ったが、実に豊かな海が広がっていた。ロアール川の河口の町では海や川の幸があるのは当然だが、森の幸も名物料理にあったので、ロアール川の上流域に遡ってみると、そこにはプロワの森、リシュエの森、アンボワーズの森など世界遺産に登録されるような大森林地帯が広がっていた。畠山さんは、豊かな森が川を豊かにし、そして海を豊かにする。森と川と海は繋がっていることに気づいた。

平成元年、畠山さんは地元気仙沼の漁師さん達と共に「森は海の恋人」をキャッチフレーズに、地域を流れる大川の上流域である岩手県の室根山に広葉樹の森をつくる運動を始めた。この運動は、森は海の恋人植樹祭として、毎年全国各地から沢山の参加者を得て続けられている。畠山さん達の始めたこの運動が、「漁師さんの森づくり」として、森づくりの重要性を全国に発信し、上下流地域が共に連携して森づくりを進めることを勇気づけている意義は大きい。

2 吉野川における上下流交流

吉野川は、全長194Km、流域面積は香川県のほぼ2倍の面積の3,750Km²の大河である。高知県の本川村を源流地点とし、徳島県を経て海に流れ込んでいる。

この吉野川の高知県土佐町と本山町の間、約12年の歳月と330億円余りの建設費を投じて、昭和50年に早明浦ダムが完成した。この早明浦ダムは、貯水池面積が甲子園球場の187倍ある巨大なダムであるが、当時、大川村の役場や小学校を含め約390の家屋の移転が余儀なくされた。

早明浦ダムで新しく用水が確保できるようになったことに関連して、香川用水が昭和49年に通水し、吉野川の水が香川県に運ばれるようになった。このことにより、県境を超えた吉野川の新しい水利用が始まった。

香川県では、香川用水は吉野川の水を香川県に導入する県域を超えた大事業であり、香川県民の生活の安定はもとより、農業をはじめとして産業の振興にも計り知れない恩恵をもたらしている。このような香川用水の役割や水の大切さについて、広く県民の認識を深めるとともに、水源地域に対する理解を深め、交流を促進して、上下流一体となって水源を確保していくことが重要である、との考えに立ち、各種の事業の実施や支援を行っている。また、香川県は14年度から、吉野川の水源地域である高知県の嶺北地域の、環境面を主とする森林整備に補助金を出し助成している。

なお、早明浦ダムの完成による新規用水の四国四県への配分割合と、香川県内における各用水に占める香川用水の占める割合は次の通りである。

- ・ 早明浦ダムによる新規用水（863百万トン）の四国四県への配分割合

徳島県	47.7%	香川県	28.6%
愛媛県	19.4%	高知県	4.5%
- ・ 香川県内における香川用水の占める割合

全用水	30.4%	水道用水	48.8%
農業用水	24.9%	工業用水	21.0%

次に、香川県庁環境・水政策課からいただいた資料から、上下流交流などの幾つかをご紹介します。

・水資源を考える県政バス

一般県民を対象に、毎年、8 / 1 ~ 7 の水の週間に、早明浦ダム等の見学会を実施。平成6 ~ 13 の8年間で1,651人が参加した。

・香川用水の水源巡りの旅事業

中学1年生を対象に、学校行事の一環として、早明浦ダム、池田ダム等の香川用水関連施設を見学。平成6 ~ 13 の8年間で、延べ476校、74,884人が参加した。

・香川用水上下流連携交流支援事業

水源地域と受益地域双方の住民・ボランティア団体の主体的な交流・相互理解を深めるため、双方でのイベントへの相互参加を支援する。（平成14年度から実施）

・どんぐり銀行大川村交流の森づくり

どんぐり銀行の主催で、一般県民を公募し、高知県大川村の借上げ林（2.3ha）で、下草刈り等のボランティア活動を実施。平成6 ~ 13 の8年間で、計31回実施し、延べ約1,400人が参加した。なお、どんぐり銀行には13年度末で3,748人の登録者がいる。

このほか、吉野川に関する上下流交流は、民間団体、ボランティアなどにより水源地域の植樹や森林の手入れなど、様々な活動や交流が行われている。

このような交流がなお一層盛んに行われ、地域を超えた環境を守る取組みや、また、その活動を通して、地域、地域がお互いを尊重し、助け合い、それぞれの地域の特性を生かした地域経済や文化の繁栄が築かれることを願う。

感想と質問

司 会 ご意見やご質問をどうぞ。

参加者 竹林が多すぎるのではないか。

小 松 竹林が増えて、本来森林のあったところまで増殖し、森林を脅かしているところがあり、そういったところでは、森林の増殖を防ぐ取組みが行われている。以前は里山などの竹林には人が入って、タケノコを取ったり、竹材として利用するため竹を切ったりしていたが、最近は人が入らなくなったことが原因といわれている。

参加者 森林の荒廃は四国全体でも似たような状態と認識してよいか。

小 松 自然林であれば、人間が手を加えなくても健全性が保たれるが、人工林では人の手による手入れが欠かせない、人間が森林の管理を怠ると人工林は荒廃して行く。高知県は人工林率が特に高いが、林業経営の厳しさや、都会に出たままなどの不在村所有者の存在は各県とも変わらないと思うので、手入れの行き届かない人工林が増加していることは、基本的に四国各県とも同じと思う。

今、都会に住んでいる不在村の所有者には、自分の持ち山の森林の状態はもとより、境界が分からない方も多い。このような不在村所有者などに森林の整備を働きかけることも重要である。

参加者 今後、地方分権のなかで地方税の役割が高まって来ると思うが、より大きな税収が確保できる税

制はないか。

小 松 今、各県でいろいろな新税が検討されているが、どちらかといえば、政策を表に出すことを主体とするもので、多額の税収の確保を目的とするものは少ない。

国と地方の事業量は、大まかに言って「国1対地方2」、税収は「国3対地方2」と言われている。地方としては、事業量に見合った税収が必要であり、このため、国から地方への税源の移譲などによる財源の確保が必要と考えている。

(参考)

課税の仕組み比較表

	試案A 水道課税方式	試案B 県民税超過課税方式
目的	森林の荒廃による公益的機能、とりわけ水源かん養能力の低下を防ぐために、県民あげて森づくりを推進することを目的とする。また、上流・下流の相互交流、連携などを促進する。	
税収の使途	森林の荒廃を改善・予防する事業	
税目	水源かん養税（法定外目的税）	個人・法人県民税（超過課税）
課税対象	料金を支払っている水道の利用	県内に住所、事業所などを有する個人・法人
納税義務者	水道の使用契約者	個人県民税及び法人県民税均等割の納税義務者
税率・税額	月額30円（想定額）	年額500円（想定超過額）
徴収方法	水道事業者などを特別徴収義務者に指定し、特別徴収（申告納入）	個人県民税は市町村が普通徴収、給与所得者は特別徴収。 法人県民税は法人が県に申告納付
納期限	翌年度5月に申告納入	個人県民税の納期限及び法人県民税の納期限
特別徴収義務者	水道事業者など	給与所得者については事業主
非課税および減免事項	なし	個人県民税 均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻・生活扶助を受けている者など 法人県民税 社会福祉法人等で収益事業を行っていない者など
税収規模	1億1千万円程度	1億4千万円程度
課税コスト	システム変更の初期費用などが必要	システム変更の初期費用及び徴収取扱費などが必要
仕組みの考え方	水道の使用に着目し、他県に事例がある1%1円の負担方式を参考に、水道事業者の事務負担の軽減や水消費の多い特定業種の事業圧迫としない仕組みとして考案。	個人や法人に均等に負担をいただく方法として、課税コストの縮減と課税事務の効率化に配慮した仕組みとして考案。普通税であるため経理区分などの工夫が必要。

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that proper record-keeping is essential for transparency and accountability, particularly in financial matters. The text suggests that organizations should implement robust systems to track and report on their operations, ensuring that all data is up-to-date and easily accessible.

2. The second section focuses on the role of leadership in fostering a culture of integrity and ethical behavior. It argues that leaders must set a clear example and communicate the organization's values consistently. By promoting a strong ethical framework, leaders can ensure that all employees understand the expectations and consequences of their actions, leading to a more cohesive and trustworthy workforce.

3. The third part of the document addresses the challenges of maintaining data security and privacy in an increasingly digital world. It highlights the need for organizations to invest in advanced security measures and to regularly update their protocols to protect against emerging threats. Additionally, it stresses the importance of educating employees about data protection practices to minimize the risk of human error.

4. The final section discusses the impact of external factors, such as regulatory changes and market fluctuations, on organizational performance. It suggests that organizations should remain agile and proactive in their response to these external pressures. By staying informed and adapting their strategies accordingly, organizations can better navigate the complexities of the modern business environment and maintain their competitive edge.